

昭和三十九年五月二十七日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長

久野 忠治君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君

理事坂田 道太君 理事南

理事落合 寛茂君 理事二宮 武夫君

理事山中 吉郎君

大石 武一君

熊谷 義雄君

橋本龍太郎君

川崎 寛治君

前田榮之助君

松田竹千代君

木村 武雄君

床次 德二君

鈴木 一君

實川 清之君

八木 徹雄君

蒲生 芳郎君

小林 行雄君

文部政務次官 八木 徹雄君

文部事務官 大臣官房長

文部事務官 大学學術局長

委員外の出席者 小林 行雄君

専門員 田中 彰君

本日の会議に付した案件

学校教育法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四七号)

○久野委員長 これより会議を開きます。

学校教育法の一部を改正する法律案
を議題といたします。
質疑の通告がありますので、これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 学校教育法一部改正の法案について前に質問をいたして保留しておきましたが、引き続いて御質問いたしたいと思います。

なお資料の要求をいたしておいたけれども、アルバイトに関する資料だけで、その他の提出がないわけです。そこで提出を最大の努力をしてもらつて、次の大学急増対策その他の場合にできるだけ審議の資料になるように出してもらいたい。要望だけしておきます。

いま資料を出さないと審議を中止することは、法律審議が進まぬようだからこちらが譲歩しておきます。大臣に歎命をしてもらいたいということを要望しておきます。資料は一つしか出ていない。

前の質疑のときに大学の目的に関して質問しておきましたが、五十二条の深く学術を教授研究しというあの学術ということばの定義を局長から聞いておきたいと思います。

○小林(行)政府委員 学校教育法だけでは質問しておきましたが、五十二条の法律でも、学術ということばを使つておりましたが、これは非常に解釈のしようによつていろいろ考えられると思いませんけれども、普通私ども学問技術といふふうに両者を含んだ意味で学問技術といふことばを使っております。

○山中(吾)委員 そうしますと、学問技術といふふうにいわゆる技術とか、生活に結びついた技術、この短大の目的を規定しておる新しいこの法案の中にある

る六十九条の二ですか、そういうものの法について前に質問をいたして保留しておきましたが、引き続いて御質問いたしたいと思うのですが、どうですか。

○小林(行)政府委員 五十二条で大学の目的を掲げてますが、四年制の大学の目的として、「学術の中心」として、広く知識を授けるとともに、「云々」というふうに規定しておるわけでございます。もちろんこの四年制の大学でも学問の研究と同時に上級職業人の養成ということも当然この四年制大学の目的には入つてまいります。入つてまいりますけれども、短期大学で考えております從来の目的、目標、それから現実の実態という点から申しますと、もちろん職業教育を実施することは同じであります。でも、学術の中心として短期大学があるというふうには考えられません。この学問の中心であるということが四年制大学の基本的な性格と私どもは考えております。したがって、授研究する職業教育を行なうと、このことはあります。でも、学術の中心として、短期大学におきまして専門の芸術を教えることはあります。この定義で入つておるところの「学術の中心」という思想が流れてくるのではないでありますか。そういうことを聞きわめたいのです。

○小林(行)政府委員 先ほど申しまして、将來また別な性格に持つていくこと、つまり思想が流れてくるのではないか、そういうことを聞いておきたいのです。

○山中(吾)委員 先ほど申しまして、将來また別な性格に持つていくこと、つまり思想が流れてくるのではないか、そういうことを聞いておきたいのです。

○小林(行)政府委員 先ほど申しまして、将來また別な性格に持つていくこと、つまり思想が流れてくるのではないか、そういうことを聞いておきたいのです。

○山中(吾)委員 最近は基礎的な学問技術といふふうにいわゆる技術とか、生活に結びついた技術、この短大の目的を規定しておる新しいこの法案の中にある

うような考え方ではございません。最初に申しましたように、大学の一つの機能といたしまして、高度の研究と同時に職業人の養成といふものは当然新制大学の目標として入つてくるというふうに考えております。

○山中(吾)委員 五十二条の「学術の中心として」というのは、いわゆる大学院大学と考えておりますから、こういふふうに大学院、四年生の大学、その他二、三年の大学も含んで、全部が入ります。もちろんこの四年制の大学が入つて、将来また別な性格に持つていくこと、つまり思想が流れてくるのではないか、そういうことを聞きわめたいのです。

○山中(吾)委員 先ほど申しまして、将來また別な性格に持つていくこと、つまり思想が流れてくるのではないか、そういうことを聞いておきたいのです。

○小林(行)政府委員 先ほど申しまして、将來また別な性格に持つていくこと、つまり思想が流れてくるのではないか、そういうことを聞いておきたいのです。

○山中(吾)委員 最近は基礎的な学問技術といふふうにいわゆる技術とか、生活に結びついた技術、この短大の目的を規定しておる新しいこの法案の中にある

が創設されました高等専門学校という制度がございます。これも広い意味では高等教育の一環として考えててもさしつかえないというふうに考えております。しかこれはきわめて限られたフィールドに関する教育だけを受け持っておりますので、全般的な制度といいたしましてはやはり大学、短大といふものが高等教育機関の中心であろうと思つております。

なお学術の中心ということは大学院を想定したものという趣旨のお尋ねがございましたが、必ずしも大学院がなくとも学部レベルの大学もやはり学術の中心といふことで從来から考へておるわけござります。学部を基礎といつましてその上に大学院が置かれた場合、この大学院は高度の研究能力を付与するということを、ことに博士過程においてはそういうことを主眼にしておりまして、特別に奥深い学問研究をするというのが大学院の制度でござります。学術の中心ということばから申しますと、やはり四年制の大学も学術の中心といふうに考へておるわけであります。

○山中(吾)委員 学問の性格によつて六年の修業期間が要る。ある学部については四年でいい。ある学部については三年という、そういう多様性を前提として大学の定義が出ておるのではないかと思うので、私は申し上げておるのです。この点についていわゆる短大なる短大ということを論議するときに、修業年限二年だからこれは大学ではないとかいう論議は、どこか偏見といふのがあるのではないか。私はそのため、六・三・三といふが三年であるが、いわゆる大学教

育の段階としてこれを考へていこうとします。かかる高等学校の基礎になる先づから戦前の中等教育に二ヵ年を行つたとするのは、腹の中では短大は戦前の専門学校と同じだという偏見があるならば取り除くべきだという論が主体なのであります。それは学校の位置づけというものは、戦前の十年という教育期間を先行して専門学校にきた制度と、プラス二

三・四の戦後の有機的に確立されておる日本の学校制度は、最初の六年は小学校教育だ、あと三・三はこれは後期中等教育で、中学と高等学校という名において教育をするんだ、あの四どいふのは、六・三・三以上の教育について大学という名を持った学校において行なう高等教育という思想に立つてゐるのではないか。修業年限にあまりこだわるということに問題があるので、だから専門学校についての法案の審議のときは、私は反対したわけです。やはりこういう法案をお出しになつたのですから、今後また考え方があつたのを非常に動搖するだろうと思うのです。

次に、それならば二年が短いといつて、その点をよくひとつ理解をしておいていただきたいと思います。

○小林(行)政府委員 学制としての高等学校でございますが、戦後の教育期間の六・三・三計十二年、それから戦前のいわゆる専門学校というのは、その先行する学校階梯は小学校の六年と中学校の四年であった。四年から高等学校の教育でございますが、戦後の教育期間の六・三・三計十二年、それから戦前の六と四ないし五、すなわち合計十二年ないし十一年、その間の多少のズレはございますが、要するにその以前はいわば高等普通教育以前の教育であります。まして、やはり大学教育といふのは、現在の制度では高等学校卒業といふもの入学資格とする学校教育である。

そこで大臣にお聞きしておきたいと思いますが、やがては大学制度あるいは日本の学校制度の再検討ということもあり得ると思います。そういう場合に、この短大の関係の法案を提案したときには、かえつてわが国の学校教育制度を混乱させることになりはしないかというように考へております。

○山中(吾)委員 くどくと質問しておるのは、腹の中では短大は戦前の専門学校と同じだという偏見があるならば取り除くべきだという論が主体なのであります。それは学校の位置づけというものは、戦前の十年という教育期間を先行して専門学校にきた制度と、プラス二

三・三であつて十二年である。だいたいも妥当であろう。これを修業年限の差異その他を全部無視いたしまして同じ目標の中に入れるということは、かえつてわが国の学校教育制度を混乱させることになりはしないかというふうに考へております。もちろん、だからと言つてこそ、短期大学の目標をはつきりさせるほうが多いといふふうに考へたわけでござります。もちろん、だからと言つてこそ、短期大学制度が比較的水準が低いとか、意義が薄いといふふうに考へておるわけではございませんで、社会的な要望が非常に強かつたがゆえに現在までこういった発展を見つけるわけであります。その点に着目して実態に即した目標を立てるはうが学校制度の上からいつても妥当であろう。これを修業年限の差異その他を全部無視いたしまして同じ目標の中に入れるというふうな考へ方があるから申しますが、やがては大学制度あるいは日本の学校制度の再検討ということもあり得ると思います。そういう場合に、この短大の関係の法案を提案したときには、かえつてわが国の学校教育制度を混乱させることになりはしないかというふうなことが出てくれば、この法案の提案にさらに矛盾が出る。そこで将来日本の中等教育の目的、性格をきめる非常に重要な要素だと思っております。たとえば入学資格が同一でございましても、その目的及び修業年限といふものが学校の目的、性格をきめる非常に重要な要素だと思っております。たとえば

期大学とは違うという認識をまず持つておく必要がある。ところが実質はどうも学力がついておらないということは、文部行政が悪くて施設、設備がないう、教師の養成でも非常に質が低い、もつと教授、助教授の養成ということを考へなければ、学校制度論にはならぬと思うのです。戦前の十年という教育の上に立てた専門学校と、十二年といふものを基礎の上に立てた短大と、全体として考へるべきだ。そこで大学の、中の一つの制度として恒久化するということは、学校制度全体の論議の中で消化しなければならぬのじやないか、そうするといままでのわれわれの論議の疑問といふものはなくなつてくるようになりますが、その点はいかがですか。

いままで、大学の目的をそのまま使つてスタートしたわけでございますが、その後十数年の実際の状況を見ますと、四年制の大学とは別個の動き方をしてまいつてきておるわけであります。したがつて、その実際の実態に着目して、このたびこの制度を恒久化するにあたつては、現在の実態に即した短期大学の目標をはつきりさせるほうが多いといふふうに考へたわけであります。したがつて、その実際の実態に着目して、このたびこの制度を恒久化するにあたつては、現在の実態に即した短期大学の目標をはつきりさせるほうが多いといふふうに考へたわけであります。もちろん、だからと言つてこそ、短期大学制度が比較的水準が低いとか、意義が薄いといふふうに考へておるわけではございませんで、社会的な要望が非常に強かつたがゆえに現在までこういった発展を見つけるわけであります。その点に着目して実態に即した目標を立てるはうが学校制度の上からいつても妥当であろう。これを修業年限の差異その他を全部無視いたしまして同じ目標の中に入れるというふうな考へ方があるから申しますが、やがては大学制度あるいは日本の学校制度の再検討ということがあり得ると思います。そういう場合に、この短大の関係の法案を提案したときには、かえつてわが国の学校教育制度を混乱させることになりはしないかというふうなことが出てくれば、この法案の提案にさらに矛盾が出る。そこで将来日本の中等教育の目的、性格をきめる非常に重要な要素だと思っております。たとえば入学資格が同一でございましても、その目的及び修業年限といふものが

では少なくともそこまで及んでいたのか、こういう意味にお考を願いたいと思ひます。

○山中(吉)委員 局長にお伺いしますが、現在日本の大学というのは多過ぎると思つておられるのですか、少な過ぎると思つておられるのですか。

○小林(行)政府委員 ただいまお尋ねのような点につきましてはいろいろと実は意見があろうと思つております。戦後たとえば国立にいたしましても大体一府県一大学といふことで整備統合してまいりましたが、その後国立についても非常に多過ぎるものだという御意見もございました。また私学も四年制ばかりでなしに短大も非常に数がふえてまいりまして、これはわが国の財政力その他から見ますと非常に多いといふ意見もございましたが、最近の、他を考えますと、これはいろいろ考えなければならぬ問題は多々あるうと思ひますけれども、必ずしもわが国の現状を勘案した場合に、多過ぎるという事態ではないのではないかかというふうに思つております。

○山中(吉)委員 その点の考え方をお聞きしておかないと、多過ぎるという考え方で、そうして大学といふものは少なくしたほうがいいのだという考え方方が案外にあちらこちらに影響力を与えるという感じがするので、この機会にお聞きしておいたわけなんですが、私、これはどういう調査の基礎から知らないのですけれども、大学の学生の適齢期に相当する人口のうちで、大学に在籍する学生の数を調査したのを見ると、アメリカは三七・五%は大学の学生だ。それからソ連は一二%である。

日本は一〇%強。そして大学の学生といふものが学生適齢期の全体の人口のバーセンテージで多いというのではなくて、その国工業化に比例しているといふふうに書いてあるので、これはまことにつれておられるのですか。

○小林(行)政府委員 ただいまお尋ねも一向差しつかえないし、やるべきではないかというふうに思ひますので、大臣もお持ちになる必要はないのじやないか、そういうふうに私は思ひます。

〔委員長退席 上村委員長代理着席〕

ただ大学というのは高等教育をする学校であるといふ上に立つて、大学と、それから中等教育の間に専門学校があるというふうなそういう考え方を持たないで、いわゆる高等教育機関というものがもつとあっていいのだという考え方を持つていくべきであつて、それがまた今後こういう短大制度そのものについての検討をするときに非常に違つたニュアンスが出る。そういうことを思つて、一応文部省で世界の先進国の中でも、いわゆる大学といふものの在籍学生数のバーセンテージを、同じ漸定しておられたものを、短大に限つて六十二条にくるめで大学の目的を規定しておられたものを、将来これは一つの何条ですか、大学の節の最後に別に二条の二項くらいに近づけてくるのかどうかということでお聞きしておったのですが、五十二条に規定をしないで最後の六十九条の二に規定しておると

この法案を提案する場合についてはいろいろと検討されたのではないかと思ひます。短期大学の目的につきましては、これはまことに財力さえあれば大学教育は日本もソ連、アメリカに負けないやり方をしてでも一向差しつかえないし、やるべきではないかといふふうにして全く別のところに書いてあるので、これはまことつと財力さえあれば大学教育は日本もソ連、アメリカに負けないやり方をしてでも一向差しつかえないし、やるべきではないかといふふうにしてあるので、これはまことつと財力さえあれば大学教育は日本もソ

連して、従来の四年制の大学に該当いたします目的、すなわち第五十二条とは別個に規定をしたわけです。これは先ほど來お答え申し上げておきますように短期大学といふ制度をやはり広い意味の大学教育の一環として同じ節の中で規定はいたしたわけでございま

すけれども、この目的といたしましては、四年制の大学とは別個にするのが妥当であるということから、別の条文を起こしたわけでございます。したがつて五十二条に掲げる目的を一応排除いたしまして、「第五十二条に掲げたわけでございます。先ほど來お答え申しておりますように、現在の短期大学の現状並びに実体から申しますと、やはり四年制の大学と別個の目的を持つ制度であるというふうにしたわけでございまして、将来ともこの形でいつ

思つておられます。それからこれも基本的なことになるわけですが、この法案に、書きにくい問題でございますが、われわれとしましてはやはり短期大学には短期大学の特徴がある。いわゆる四年制大学と全く同一のものではない、こ

ういう前提に立つて目的を書いたわけあります。この書き方につきましては、まさに大学のワクの中でございまして、大学のワクの中にこういう書き方をして入れることにいたしたようなわけであります。短期大学の場合はその実態といふものは幾らか違つておる。こういふこともあり得ることであります。書きにくい問題でございますが、われわれとしましてはやはり短期大学には

短大も尊重いたしまして、大学のワクの中にもう一つの実態といふものを尊重してもらいたいというふうな希望もございまして、将来ともこの形でいつかとて差しつかえないというふうに考えております。五十二条の中に特にこの目的をあわせて入れるということはさら

に混乱を起こすことになりはしないかというふうに考えております。

○山中(吉)委員 そうすると将来五十二条に規定しておられたものを、短大に限つて六十二条ですか、大学の節の最後に別に二条の二項くらいに近づけてくるのかどうかということでお聞きしておったのですが、五十二条に規定をしないで最後の六十九条の二に規定しておると

いく遠心的な一つの規定の仕方でありますけれども、その点は、私はお聞きしたのですが、局長の話では、どうぞうに書いてあるので、これはまことつと財力さえあれば大学教育は日本もソ連、アメリカに負けないやり方をしてでも一向差しつかえないし、やるべきではないかといふふうにしてあるので、これはまことつと財力さえあれば大学教育は日本もソ連しておきたいと思うのです。

○小林(行)政府委員 このたびの改正案で短期大学の目的につきましては、六十九条の二という新たな条文を起こしました。四年制の大学に該当いたします目的、すなわち第五十二条とは別個に規定をしたわけです。これは先ほど來お答え申し上げておきますように短期大学といふ制度をやはり広い意味の大学教育の一環として同じ節の中で規定はいたしたわけでございま

すけれども、この目的といたしましては、四年制の大学とは別個にするのが妥当であるということから、別の条文を起こしたわけでございます。したがつて五十二条に掲げる目的を一応排除いたしまして、「第五十二条に掲げたわけでございます。先ほど來お答え申しておりますように、現在の短期大学の現状並びに実体から申しますと、やはり四年制の大学と別個の目的を持つ制度であるというふうにしたわけでございまして、将来ともこの形でいつかとて差しつかえないというふうに考えております。五十二条の中に特にこの目的をあわせて入れるということはさら

に混乱を起こすことになりはしないかというふうに考えております。

○山中(吉)委員 いま一度質問しますが、短期大学も大学である。大学の中には六年制の医科大学もあり、あるいは四年を前提としたその他の四年の大

学があり、二年あるいは三年、を前提とした短期大学がある。しかし大学で

法案がその点安定した考え方で出され
ておるかどうか。

○ 鹿尾國務大臣 学校教育法第一条に

は別に短期大学といふことばを出して
おりません。また章節の分け方から申
しますれば、四年制大学と同じところ
に書いてございます。したがつて私ど
もはその意味におきましては、短期大
学もまた学校教育法に言ふ大学の一種
である、こういふ考え方のもとにこの
制度を固定しよう、こういふ考え方でござ
いますので、将来大学制度、あるいは
制度全般にわたる根本的な改変でも行
なわれるというときがあればござ知ら
ぬとやつとやつてまいりたいと思
います。

○ 山中(吾)委員 それから次に日本の
大学の明治以来の伝統的な、一部は自
然発生的でできたと思うのですが、そ
の真理を探求するという、このことば
によると深い學術の研究といふ一つの
機能と、それから高い識見、人格をつ
くるという二つの機能を前提として、
日本の大学が発達してきたように思
うのです。他の国々の大学にはいろいろ
また伝統があると思いますが、現実に
数十年の日本の大学の伝統といふもの
は、一方には學術、一方には高い人
格、人材ということばを使っておるよ
うでございますが、二つのものがかね
備わって日本の大學制度ができてお
る。この点については四年制であらう
が二年制であらうが、その二つの伝統
といふものをそこなわないようにして
文教行政が奨励をし、そして充実をし
ていくというこの方針は、私は変えて
はならぬと思うのですが、そういうと
き方をしなければならぬわけでありま

さに短期大学についてもそこから何か
はずしておるというふうなことでは困
ると思うのです。

そこで前の質問のときに私が聞きし
たのですが、その答弁はなかつたわけ
ですけれども、五十二条中に、目的の
前段には、學術の研究、教授という、
いわゆる真理の探求のほうを書いてあ
る。あのほうに、ちょっと表現は私
は好きではないのですが、知的、道德
的及び應用的能力という、わけのわか
らぬ——ではおかしいがどうもびつ
たりしない、人格の應用的能力という
のはどういうのかわからないが、とに
かく変なことばがあるけれども、ここ
はとつてしまつておる。その点もはつ
きりと日本の大学についての機能とい
うものを、歴史で築き上げた大学とい
うものについての認識と、これからこ
ういう短期大学を恒久制に持つていく
ときについての認識の中に何か断層が
あるのじやないかということを感じる
ので、前たしかちょっと質問をしたの
ですが、御答弁を受けていないので、
大臣のほうからひとつお答えいただき
たいと思います。

○ 鹿尾國務大臣 先ほどお答え申し上
げました中でもちょっと申し上げたわ
けであります、この大学の目的を書
いたのが、この短期大学について設定
されるべきであることを、私は実際問題から
思つて質問をしたわけです。

それから、大体基本的なことについ
て私の疑問はこれくらいでつこうな
きあらわすということに実は非常に困
難を感じます。四年制大学と全く同じよ
うな目的をこの短期大学について設定
するということは、私は実際問題から
思つていかがであるかと考へます。そ
こで何か四年制大学の目的と違つた書
類をしなければならぬわけでありま

す。いろいろ苦心しました結果がこう
いう目的に達したわけでございます。
もうより四年制大学の中に書いてあり
ます知的、道德的、應用的能力を展開
するというような要素といふものは、
おそらくいかなる学校といえども持た
なければならぬものと私は思うのであ
ります。ただ四年制大学について特に
こういうことを入れましたのは、社会的
の有用な、しかも指導的立場に立つよ
うな人材をつくっていくのだということ
を強調するために書いたのであります。
それと同じものを短期大学に書くこと
は、そのことはどうであろうかという
ことで、このようなことになりまし
た。非常に書きにくくて実は困ったの
でありますけれども、いわゆる道德的
の法典を見ると、これを短大のほうで
はとつてしまつておる。その点もはつ
きりと日本の大学についての機能とい
うものを、歴史で築き上げた大学とい
うものについての認識と、これからこ
ういう短期大学を恒久制に持つていく
ときについての認識の中に何か断層が
あるのじやないかということを感じる
ので、前たしかちょっと質問をしたの
ですが、御答弁を受けていないので、
大臣のほうからひとつお答えいただき
たいと思います。

○ 山中(吾)委員 まあ五十二条の二項
に持つてくればそういう疑問はなく
なつてくるような規定のしかたができ
たのだろうと思う。ずっと後のほうに
書いてしまつたから、一応ここで、質
疑応答で考え方を記録に残すべきだと
思つて質問をしたわけです。

それから、大体基本的なことについ
て私の疑問はこれくらいでつこうな
きあらわすということに実は非常に困
難を感じます。四年制大学と全く同じよ
うな目的をこの短期大学について設定
されるべきであることを、私は実際問題から
思つていかがであるかと考へます。そ
こで何か四年制大学の目的と違つた書
類をしなければならぬわけでありま

うな名称を与えたらどうかというよう
な論もあるし、あるいは学士などと
いう名称は最近はほとんど価値がなく
なつた、学士号なんて免状でよこされ
てもよこされなくともほんんど社会的
価値は喪失しているから、むしろとつ
てしまつたらどうだという論もある。

○ 小林(行)政府委員 法制の上からい
ますと博士と修士が学位であります
て、学士というのはまあ制度上單なる
称号とすることになつております。

○ 山中(吾)委員 大学卒業の證明書み
たいなものですか。ちょっと脱線する
かもしませんが、法的性格といふよ
うなものは何があるのですか。

○ 小林(行)政府委員 これは法律に規
定がございまして、学校教育法の六十
三条に「大学に四年以上在学し、一定
の試験を受け、これに合格した者は、
学士と称することができる」という
ことで、いわば一種の称号とすること
になります。それから六十八条で学位
のことを規定しておりますが、「大学
院を置く大学は、監督官の定めるとこ
りにより、博士その他の学位を授与す
ることができる。」したがつて学位と
して現在認められておりますのは、博
士並びに修士といふものが認められ
ております。学士号は厳密な意味での
学位には必ずしも入らず、まあ從来か
らの慣例に基づいて大学で与えること
ができるというふうになつております
す。卒業の要件を満した卒業者には学
士号を与えることができるというふう
になつておるわけでございます。もち
ろん短大ではそういう制度はございま
せん。従来からも特にこの点について
はなくしたらどうですか。あるため
に差別待遇みたいなものが出来るよう
な感じがするのです。一応そういうこと
の検討もおいおいされるのだと思

いて特に現在の制度を改めなければ
ならぬというふうには考へておりませ
ん。

○ 山中(吾)委員 博士と修士が学位
で、学士というのはぼくも知らなかつ
たのですが、何ですか。

○ 小林(行)政府委員 法制の上からい
ますと博士と修士が学位であります
て、学士というのはまあ制度上單なる
称号とすることになつております。

○ 山中(吾)委員 いまお読みになつた
のを聞き漏らしたのですが、四年制の
大学という規定になつておるので
すか。――そうすると、大学を卒業した
ということの証明以外に別に何ら法的
効力がないのですね。――そういうも
のはなくしたらどうですか。あるため
に差別待遇みたいなものが出来るよう
な感じがするのです。一応そういうこと
の検討もおいおいされるのだと思

ますが、いまのようなものならばなくしたほうがいいじゃないかという感じがするのです。これは関連してお聞きしたのです。

次に、最後にお聞きしておきたいのですが、短期大学と、いわゆるこの間できた工業専門学校、これとの関係について、あの制度をつくるときに私は六・三制の私生児のようなものはおつきにならぬほうがいいのだという論議をして反対をしたのですが、法案を提出される趣旨は、高等学校のカリキュラムと短大二年のカリキュラムは別々であるから、それでは科学技術者の養成のためにまことに不便である。し

て、給与の体系も低くし、逆にいい先生が集まらぬような制度になるのではないかということを質問したのですが、この点についてその後短大と、それから付属の高等学校を持つておる学園に対しては单一のカリキュラムをもつて一貫教育をしてもいいと、いう通牒をお出しになつたと聞いておるので

すが、その点は間違いないですか。

○山中(吉)委員 それだけ弾力性のある行政指導ができるのでしたら、わざ専門学校などをつくってそして大

学でもない高等学校でもないものをつくるムードをおつくりになること

ますけれども、この夜間短大の中身は学科別に見ますとどうなるか、お尋ねしたいと思います。

○小林(行)政府委員 短期大学につきまして、これは付属の高校を持つことは、短期大学の設置基準によつてできる、短期大学は付属高校は高等学校の設置基準によつてできる、短期大学

といふそぞれの基準が違つておりますので、これはこのカリキュラムの操作をして全部一貫したカリキュラムを作ること

ができるのは当然でございまして、從来からもそういう実態があるわけでござりますが、ただ付属高校は高等学校に応じて高等学校と大学の関係を、そ

ういうふうに有機的な教育課程をやつします。もちろんそれぞれ連絡させて、ある程度の操作をいたしまして、

近接したものをつくることはできることがございます。もちろんそれぞれ連絡させて、ある程度の操作をいたしまして、た単一のカリキュラムというようなことは從来からも行なわれておりません

ました。ただこの工業高等専門学校制度が創設されました場合に、その際にいろいろ御意見がございましたので、

できるだけそういうふうはしてもらいたいという通達は出しておるわけでござります。

○小林(行)政府委員 この通知にもござりますように、短期大学並びに付属の高等学校、それぞれ教育課程に関する基準があるわけでござります。その範囲内できただけ関連を持たせるようにくふうしてもらいたい、このことでございまして、この基準をこえた全く单一のカリキュラムというわけにはいかないわけでござります。そこで工業高等専門学校を制度として新たに創設する意義があつたと思つておるのであります。先ほど申しましたように、そ

れぞの基準の範囲内でできるだけ関連を持たせるということでございまして、全く同一ではございません。

○山中(吉)委員 月に通知を出しております。要するに「工学系短期大学については、最近の著しい科学技術者需要の増大にかんが

大学でもない高等学校でもないものをつくるムードをおつくりになることを

ますけれども、この夜間短大の中身は学科別に見ますとどうなるか、お尋ねいたしましたと、国立短大の場合は非常に夜間に重点を置いておるところに昼夜別の資料がありますが、こ

ういうふうに有機的な教育課程をやつてもいいということを通牒でも奨励す

ることができるくらいなら、あいつやり方をすべきでないんじやないか。そうして学校制度全般を論議するときには、やはり全般を再検討しないといふかねと思うので、その点は前の法案の審議のときはそういうことはできなかつた皆さんお答えになるから、実はそのことばを信じてきたわけなんですね。そういう通牒を出したなんならいいことじやないです。

○小林(行)政府委員 この通知にもござりますように、短期大学並びに付属の高等学校、それぞれ教育課程に関する基準があるわけでござります。その範囲内できただけ関連を持たせるようにくふうしてもらいたい、このことでございまして、この基準をこえた全く单一のカリキュラムというわけにはいかないわけでござります。そこで工業高等専門学校を制度として新たに創設する意義があつたと思つておるのであります。先ほど申しましたように、そ

れぞの基準の範囲内でできるだけ関連を持たせるということでございまして、全く同一ではございません。

○川崎(寛)委員 関連。配付をされま

した短大法案関係統計資料集の3のと

公立は四十のうち十二が夜間関係とい

うことになるわけであります。純粹の

夜間は五だけでございますけれども、公立の場合にも現在の夜間短大を五年制のものに昇格させてほしいという要望があるれば進めていく、指導していく考え方があるかどうか。

○小林(行)政府委員 それは地元の産業界あるいはその他学生の希望並びに

その市、都道府県の御意向に従つて判

断すべきものでございまして、文部省としてはそれが実態に即しているといふに認めれば、その措置をとるわけでございます。

○川崎(寛)委員 そういたしますと、国立なり公立なりの現在の夜間短大を五年制の方向に発展をさせるということは一つの考え方としてはあるわけであります。が、夜間大学の増設ということは、短大を具格をさせるということと関連をして、あと具体的にどのようになりますが、夜間大学の増設というふうな計画が進められておるか、お尋ねしたいと思います。

○小林(行)政府委員 夜間の学部につきましては、從来からも大学当局者等との話し合いの際に、できる範囲内でその点を考えてもらいたいということは文部省として言つておるわけでございます。現にことしの予算でも具体的に二つの大学でそういう夜間学部の増設をいたしております。将来もその方向で夜間学部の増設についてはだけの努力をしてまいりたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 ただいま本委員会にかかつております私学振興会の法案とこの学校教育法の一部改正という二つの法案は、ともに四十一年度に迎えます大学急増対策と関連をいたしております。そこで私は、これは本委員会の審議の方針で、難尾文部大臣の大学急増計画についての答弁というのはきわめて不十分でありますし、遺憾であるわ

けであります。といいますことは、予算の編成の大綱は八月に自民党政権によって出されるとと思うのでありますけれども、そいたしますと、それに基づいて具体的に作業に入つてまいる。

そういう予算の編成が目の前に積まれていく段階にあるわけであります。四年といふ前にしました大学急増の計画について、たとえば大学の入学者を十万人ふやすのだということになつておるが、それはただ単に新聞にちらほら出ておるにすぎないのだ、こいつ形の大臣答弁であるわけであります。そいたしますと、本委員会における文教政策の根本的な問題を議論をするということは、これは文教政策をするということは、これは文教政策の国的基本的なものを議論するのではなくて、文部省がきめたものを事後承認をする機関にしかすぎないということになつておると思うであります。アメリカの上院なり下院なりにおける委員会の審議あるいはイギリスにおける審議等見てみましても、国会にありますし、行政府のほうは資料を提供して、その資料に基づいて国会の委員会が審議をして方針をきめていく、それに基づいて文部省自体が国の行政政策を具体化していく、これが当然あるべき姿だと思います。ところが、それがどうではなくて、ただ単に新聞情報でちらほら出ておるにすぎないの

が、今回の大学急増という問題をめぐる場合には、財政当局との折衝の一つの壁があるために具体的な案を出しえないので実態ではないかと思うの

であります。が、当然に、現在の高校卒業の実態あるいは大学入学率の向上、そういうようなものからまして、四十一年度を迎える今日においてはもう少しきちとしたものが正式に果取れた行き当たりばつたりの予算増額が出てきたのだ、こういう程度のものとしか受け取れないわけです。

そういう意味で、四十一年度の大学急増計画については、国会が終了いたしました二十六日までの期間に本委員会に予算が組まれておるものではございません。もちろん現在増設をいたしておられることがありますことによりまして今後の大学急増の事前的な措置となるべきものもあらうと思いますが、それを基礎に三十

九年度の予算をつくつておるわけございません。この計画が具体的になつていりますれば、当然これに伴つた施設設備の整備計画も必要になつてくると思つております。

〔上村委員長代理退席、委員長着席〕

それから次には、その場合に当然問題になります国立、私立の大学、短大についての具体的な資金計画、國なり公立なりあるいは私立なり、それぞれ手続を経るべきであります。そうした意味におきまして、私は大学急増計画についての文部大臣の今までの答弁というのはきわめて不満であるわけであります。あるいは私学振興会法に関する問題を見ますならば、たゞ一つの問題が一つ。

だからこの入学志願者の急増対策は、御承知のようにそれぞれ個々の大学、短大等を基礎にいたしまして、その基礎

で、あと具体的な作業に入つていて予算が固まって出されてくる、こうしたことになつてまいると思うのであります。そこでたとえば、この「国と地方の文教予算」こういうものの中をばらめくつてみましても、たとえば二百二十ページに「国立学校施設の実態」という点に触れられておるわけであります。国立大学を一番ふやすといふことを十万人ふやすのだということになつておるが、それはただ単に新聞にちらほら出ておるにすぎないのだ、こいつ形の大臣答弁であるわけであります。そいたしますと、本委員会における文教政策の根柢を十人ふやすといふことを十万人ふやすのだといふことに書いておるにすぎないのだ、これは大学急増の不足坪数が五十六万坪あります。そして昨年の五月一日におきます実態調査等もこれが資料としてついておるわけですが、きわめて大きな不足坪数をかかえておるわけであります。こういう具体的な不足坪数といふものが出てきておるわけであります。が、今回大学急増という問題をめぐる場合には、財政当局との折衝の一つの壁があるために具体的な案を出しえないので実態ではないかと思うの

であります。が、当然に、現在の高校卒業の実態あるいは大学入学率の向上、そういうようなものからまして、四十一年度を迎える今日においてはもう少しきちとしたものが正式に果取れた行き当たりばつたりの予算増額が出てきたのだ、こういう程度のものとしか受け取れないわけです。

そういう意味で、四十一年度の大学急増計画については、国会が終了いたしました二十六日までの期間に本委員会に予算が組まれておるものではございません。もちろん現在増設をいたしておられることがありますことによりまして今後の大学急増の事前的な措置となるべきものもあらうと思いますが、それを基礎に三十

九年度の予算をつくつておるわけございません。この計画が具体的になつていりますれば、当然これに伴つた施設設備の整備計画も必要になつてくると思つております。

それから次には、その場合に当然問題になります国立、私立の大学、短大についての具体的な資金計画、國なり公立なりあるいは私立なり、それぞれ手続を経るべきであります。そうした意味におきまして、私は大学急増計画についての文部大臣の今までの答弁というのはきわめて不満であるわけであります。あるいは私学振興会法に関する問題を見ますならば、たゞ一つの問題が一つ。

だからこの入学志願者の急増対策は、御承知のようにそれぞれ個々の大学、短大等を基礎にいたしまして、その基礎

